

# 現代ドイツのスカーフ問題

近 藤 潤 三

## 1. ドイツにおけるイスラム問題

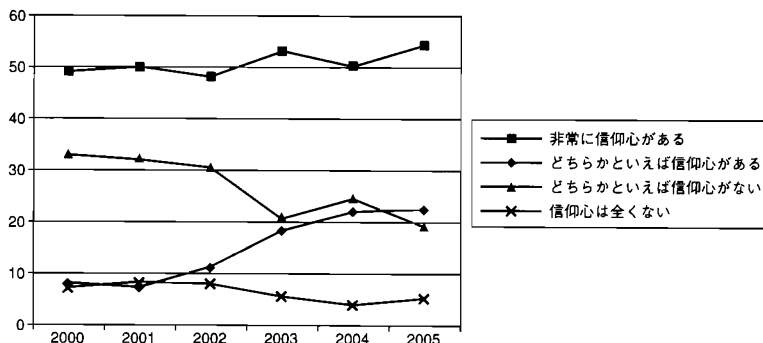
筆者は先に現代ドイツのイスラム組織とイスラム主義問題に関する概観を試みた。それが本誌前号に掲載した論考である。それを脱稿したのは2004年11月であり、その後、手を加える機会がないまま時が過ぎたが、その間にも先進国サミット開催中の2005年7月7日にロンドンで多数の犠牲者を出すテロ事件が発生するなどしてイスラム原理主義やイスラム主義の脅威が強まり、マスメディアでも話題とされることが頻繁になった。わが国の場合、テロ関連では『中央公論』2005年10月号の山内昌之「西欧のテロとイスラームの間」と、同じく『世界』2005年10月号掲載の内藤正典「和解なき衝突への道」が代表的なものである。ドイツではわが国よりも遥かに多くのムスリムが暮らしているところから衝撃が極めて大きかったのは当然であり、例えば2004年3月にマドリッドで起こったテロ事件の激震を受けて、同年7月に成立した移民法に当初は予定されていなかった治安確保のための規定が急遽盛り込まれた。また最近では過激なイスラム主義団体として知られる「カリフ国家」のいわゆる「憎悪の説教師」の国外追放や、バーデン＝ヴュルテンベルク州での帰化審査におけるいわゆる「イスラム・テスト」の是非が話題になっており、さらに「スカーフ問題」を巡る議論が依然として収まっていないのも同じ流れにある。

そうした関心の高まりを背景にして、ドイツでは学術的な調査や研究も一段と活発になってきている。2004年にトルコ研究センターはノルトライン＝ヴェストファーレン州に在住するトルコ系移民に関する調査を実施したが、その要点を同年7月に『シュピーゲル』が報じて不安を掻き立てた。というのは、「信仰への逃避」という見出しで、トルコ系住民の間でイスラムという意識が

強くなっていることが浮き彫りにされたからである。すなわち、トルコ研究センターの調査結果からは、「非常に信仰心がある」と答える比率が2000年の一桁から2003年に約20%に増大し、「どちらかといえば信仰心がある」とする者も増加したことが明らかになったのである。もっとも、記事にはこの点についての研究センターのコメントもつけられている。それによれば、「新たな信仰心で問題になるのは、トルコ人というアイデンティティというよりは、むしろ文化的イスラム的アイデンティティであり、それは所長のシェンの見方ではイスラムに対するドイツ人の嫌悪への反応として理解されるべきものである。」<sup>(1)</sup>

このような補足が付け加えられていたとしても、イスラム意識が強くなりつつあるといういささか衝撃的な事実の前では、それにあまり注意が向けられなかったとしてもやむをえなかったであろう。おそらくそうした事情を顧慮して同センターは2005年にも類似の調査を行っている。報告書は『ドイツにおけるトルコ系ムスリムの宗教的実践と組織的代表』と題して同年11月に公表されたが、これにより、自分を信仰心があるとする者は2000年の73%から83%に増加したことが明らかにされ、再びイスラム・アイデンティティの高まりが確認される結果になった。なかでも「非常に信仰心がある」との答えが7.6%から28.1%に上昇しているのが最大の注目点になっている<sup>(2)</sup>。この問題は2006年4

図1 信仰心の程度



(出典) Stiftung Zentrum für Türkeistudien, Türkeistämmige Migranten in Nordrhein-Westfalen, Essen 2006, S.8.

月に同センターが公表したノルトライン＝ヴェストファーレン州のトルコ系移民の調査でも取り上げられたが<sup>93)</sup>、結果は図1のようになり、上記の趨勢が州レベルでも確かめられた。また前者の報告書と同時期に『平行社会への発展?』と題する調査報告書も発表されたが、そこでは表題からも分かるように、セグリゲーションの問題に焦点が当てられた。そして若いトルコ系移民を対象にして、ドイツ人との交流が拡大していないことや職場などでの差別経験が増えつつあることなどが確認された反面、そうしたデータにもかかわらず、報告書の結論部では、交わることのない「平行社会への大規模な発展や、生活を包み込む孤立し閉ざされた集団の存在を語ることはできない」という穏当な文章が記されている<sup>94)</sup>。

連邦政治教育センターが発行する週刊新聞『パラメント』の付録『政治と現代史から』は2006年の最初の号で「平行社会?」というテーマを掲げているが、これも同一線上にあるのは明白であろう。とくに巻頭に文化の衝突や極右暴力など幅広い研究で著名な社会学者W.ハイトマイヤーたちの共同論文が載せられているのは、セグリゲーション問題の中心がイスラムにあることを端的に示している。というのも、その論文は、「広がるイスラム批判によるムスリムの自閉?」と題されているからである<sup>95)</sup>。さらに同センターが学校などに配布する出版物の中でもイスラム関係の著作が増加してきており、社会での漠然とした不安感の高まりを前にして、政治教育の立場から正確な情報を伝えることによって誤解や偏見を解く努力を強めていることが窺える。

このようにドイツでは実情を正確に把握し、あるいは無用な不安を除去する取り組みが見られるが、その反面で、イスラムに対する恐怖心を強めるような議論が展開されているのも見逃せない現実である。それを象徴するのは「イスラムファシズム」もしくは「イスラモファシズム」という語が造られ、論壇で飛び交うようになってきたことであろう。この概念の内実は定かではないし、そもそもそれが概念として成り立ちうるか否かも疑問だから、むしろ敵と味方を分ける政治用語ないしはレッテルとして理解するのが適切であろう。この視点に立てば、イスラムファシズムというのは、イスラム主義とファシズムの間

に共通性を見出し、ヨーロッパ文明を擁護する立場からこれらを一括して排除しようとする考え方だといってよいであろう。いずれにせよ、この造語の不当性を批判する立場からの議論を含め、そうした言葉がドイツを代表する高級紙でも取り上げられるようになってきているのは、軽視できない動きだといわねばならない。目に付いた若干の例を挙げれば、2004年3月24日付『ジュートドイツチェ』紙にP.シュタインベルガーの筆になる「イスラモファシズムという観念は馬鹿げているか?」と題した論説が掲載され、同年5月8日の同紙にもS.ヘガシィとR.ヴィルダンゲルの連名で「イスラモファシズムという概念は歴史的に正しくない」とのタイトルで批判論文が寄せられている。さらに2004年3月18日付『ツァイト』や2005年9月21日付『フランクフルター・アルゲマイネ』紙にも同じテーマで論説が掲載されている<sup>(6)</sup>。因みに、歴史家論争でも知られるE.ノルテがこの議論に登場していることも付け加えておこう<sup>(7)</sup>。

それではこのように不安とともにイスラム問題が関心を呼んでいるとすれば、その代表例であるスカーフ問題についてはどのような議論が展開され、いかなる動きが見られるのであろうか。以下でこれに関する最近の動向を追跡してみよう。

## 2. 新たなスカーフ問題

最初に現代のドイツで生活しているムスリムの数などを確かめておこう。

その正確な数は実は明らかになっていないが、一般に総数で320万人から350万人程度と推定されている。出身国・地域での内訳は、トルコ系が250万人で最多であり、トルコ系移民が全体で260万人、そのうちでドイツ国籍を有しているトルコ系住民が84万人を占めるとされているから<sup>(8)</sup>、彼らの大多数がムスリムということになる。これに次ぐのがボスニア系のムスリムの人々であり、推定で16万4千人とされている。さらにイラン系のムスリム8万9千人が続いている。したがって、ドイツに暮らすムスリムではトルコ系が圧倒的な比率に達することは明白であり、「ドイツではムスリムの総数の90%という高い割合

のゆえにイスラムはトルコのイスラムである」というW.G.レルヒの10年以上前の指摘は今日でも依然として当てはまるといえよう。また宗派別ではスンニ派240万人、アレヴィト派50万人、シーア派13万人だとされている<sup>32)</sup>。

しかしながら、外国人統計でも確認されるように、男女比には明瞭な開きがある。すなわち、2005年の時点での外国人は男性が349万人、女性が326万人であり、例えば60歳以上65歳まででは57%と43%というように高齢者ではかなりの差が存在する<sup>33)</sup>。この開きはかつてはもっと大きかったが、近年では縮小傾向にある。そのような落差が見られるのは、ガストアルバイターとして受け入れられたのが主として若くて身体の強健な男性労働者だった歴史を反映している。それゆえ、ムスリムの女性についても160万人を下回っているのはほぼ確実だが、その一方で、彼女たちの絶対数が決して小さくないところから、今日ではスカーフを被った女性の姿はドイツの都市でのありふれた日常の光景の一部になっているのが現実といえよう。もっとも、ムスリムの女性で常時スカーフを着用している人々がどれほどの割合になるのかについては、管見の限りでは調査は行われておらず、データは存在しないようである。

それはともあれ、イスラムを巡りドイツでは、2003年の連邦憲法裁判所の判決によって一旦は下火になっていたスカーフ問題が2006年秋に改めて関心を集めるようになった。連邦政治教育センターは「新たなスカーフ論争」と題してこの問題に関する情報を提供しているが、そこでも指摘されているように、直接の契機になったのは、同盟90/緑の党に所属するエキン・デリゲツの発言だった。彼女は連邦議会議員として活動している5人のムスリムの議員の一人であり、シュレーダー政権を誕生させた1998年の連邦議会選挙で議席を獲得した。名前からも分かるように、彼女はトルコ系の女性である。1971年にトルコで出生し、1979年に8歳で家族とともにドイツに移住した。1997年にドイツに帰化し、現在は子供のある既婚のトルコ系ドイツ人である<sup>34)</sup>。

彼女の発言がスカーフ問題再燃の契機になったのは、その発言が挑発的な内容を含み、激しい反発を引き起こしたからである。すなわち、10月15日の大衆紙『ビルト・アム・ゾンターク』に掲載されたインタビューで彼女は次のよう

にアピールしたのである。「私はムスリムの女性に訴える。今日の時代に目覚めなさい。ドイツに目覚めなさい。あなたたちはここで暮らしているのです。だからスカーフを脱ぎなさい。あなたたちが男性と同じ人権を有していることを示しなさい。」

スカーフ着用を女性抑圧のシンボルと見做し、男女の同権化が実現している現代ドイツの現実に適応することを迫るこのアピールに対しては、イスラム評議会やミッリー・ギョルシュのようなイスラム団体はもとより、ドイツのメディアを含め多方面から厳しい批判が浴びせられ、反論が繰り広げられた。彼女の言によれば、支持する声も無論存在していたが、他方で数多くの抗議のメールや手紙などが手元に届き、当初は感情的な怒りを投げ付けるものが多かったという<sup>65</sup>。

しかし問題を深刻にしたのはその後の展開である。彼女の殺害を予告する複数の脅迫状が送り付けられたために、警察の保護を受け、ボディガードに守られて生活しなくてはならない事態に至ったからである。それだけではない。連邦議会では議長のN.ラマート（CDU）や副議長のW.ティールゼ（SPD）をはじめとして所属党派を超えて多数の議員が言論の自由に対する挑戦だとして脅迫を非難し、デリゲツ擁護の大合唱が巻き起こった。またこれに呼応して、メルケル首相（CDU）は勿論、治安を担当するショイブレ内相（CDU）も非難の足並みを揃えた<sup>66</sup>。一方、デリゲツが所属する同盟90/緑の党の院内総務R.キューナストとW.ヴァーラントは彼女の安全を図るため、10月31日に急速イスラム評議会のA.キジルカヤおよびドイツ・トルコ共同体のK.コラートと会談し、言論の自由を尊重する最小限のコンセンサスを取り付けた<sup>67</sup>。こうしてスカーフを巡るデリゲツ発言は瞬間に政治問題化していった。連邦政治教育センターの発行する週刊新聞『パーラメント』紙が2006年11月13日号で一面全体をこの問題に充て、デリゲツ議員とのインタビューを掲載しているのも、事態が重大化したことを反映している。

しかしながら、問題が一気にここまで深刻化したのは、デリゲツの発言と脅迫のせいだけではない。この点は、事件の推移に目を奪われて看過されがちで

あるだけに注意が必要であろう。実際、今日のドイツにはなんらかのきっかけがあればいつでも問題が吹き出す下地が醸成されているのであり、イスラムを巡る様々な問題の累積にこそ視線を向けるべきであろう。例えばドイツを代表する週刊誌『シュピーゲル』をみただけでもこのことは推察できる。同誌は1997年に「危険なまでに疎遠 多文化社会の破綻」というタイトルの特集を組み、トルコ人の荒れた若者に焦点を据えたが、驚愕すべき内容が満載されていて社会に与えた衝撃は大きかった。また2003年にはスカーフ判決を契機に「ドイツのムスリム」と題してムスリムの現状を多面的に照らし出し、ドイツ社会とは異質な生活世界がドイツの大都市に形成されている現実を浮かび上がらせた。さらに2004年には「アラーの無権利な娘たち」というタイトルでムスリムの若い女性たちが強い束縛の中で忍従を強いられている実態を詳しく報じただけでなく、同年にはイスラム主義団体「カリフ国家」を率いるカプランに焦点を当ててイスラム主義問題の特集を組んだが、それが話題になったのは、2001年のアメリカでの同時多発テロが呼び起こしたショックが尾を引いているからであるのは指摘するまでもないであろう。

イスラムが社会の耳目を集めるようになったことは、書店に並ぶ新刊書でイスラム関連の著作が増えているのを見れば一目瞭然だが、上で一部を紹介した調査報告がなされていることも、イスラムが社会問題の震源であるという見方が浸透していることを示している。そして2004年とその翌年にマドリッドとロンドンで相次いで発生した大規模なテロばかりでなく、2005年秋にフランスで起こった移民の若者を主体とした騒乱や、2006年に入って世界各地に飛び火したムハンマド風刺画に対する暴力的な抗議運動などがイスラムに対する恐怖感や警戒心をますます強めたのである<sup>16)</sup>。

これらに加え、ドイツではトルコ人の青年が離婚して自立を始めた実の姉を殺害した名誉殺人事件の異常さと、その背景になった強制結婚の習慣がドイツで守られている事実が、イスラムはドイツ社会にとって異質だという違和感や嫌悪感を一層拡大する結果になった。有罪判決は2006年4月13日に出されたが、この事件を契機に政治レベルでは強制結婚を禁止する法改正の動きが強まる一

方<sup>91</sup>、その論陣を張っているトルコ系女性作家ネクラ・ケレクの主張に対し、Y.カラカソグルを先頭とする60人もの知識人が署名した異例の反対声明文が『ツァイト』紙に掲載されて注目を浴びた<sup>92</sup>。無論、各地でモスク建設に絡む周辺住民とのトラブルが起きていることや、イスラム団体の要求を受け入れる形で学校での宗教教育にイスラムを含める動きが出てきていることなどが関心を引き付けているのはいうまでもない<sup>93</sup>。また最近では2006年3月にトルコ系住民の多い地区のベルリンの学校で教職員が一丸となって暴力横行を理由にして廃校を要望するという事件が起これ、同種の荒廃がベルリンに限られない現実があぶり出されて世間の耳目をそばだたせた。このようにみれば、デリゲツ発言ではなく他のきっかけでもイスラム問題が発火する下地が作り出されていたのは間違いないであろう。同年7月にはメルケル首相の呼びかけで移民団体の代表を集めた「統合サミット」が連邦首相府で開催され、続いて9月にはショイブレ内相の提唱による「イスラム会議」が開かれて統合問題を巡りイスラム団体との協議がおこなわれたが<sup>94</sup>、政府要人や指導的立場の政治家が移民団体やイスラム団体と一つのテーブルに着くという初めての方式が俄に試みられたのは、イスラム問題についての危機感が政治エリートの間で高まっていたことを物語っているといえよう。

### 3. スカーフ問題の争点

それはさておき、連邦政治教育センターがデリゲツ発言を起点とする論議を「新たなスカーフ論争」と呼んでいるのは、当然ながら、それ以前に古い論争があったからにはかならない。それはアフガニスタン出身で1995年にドイツに帰化したムスリム女性のフェレシュタ・ルーディンを中心とした論争である。彼女は公立学校の教師を目指し、バーデン＝ヴュルテンベルク州で実習を済ませたが、州当局は彼女の採用を拒否した。それは彼女がスカーフを着用したまま教壇に立つことを主張して譲らず、スカーフを外すことを信仰と尊厳を損なうとの理由で頑として受け入れなかったからである<sup>95</sup>。CDUが政権を握る州当



局は、スカーフは政治的シンボルであり、教師がそれを教室に持ち込むことは児童・生徒に影響を与え、中立性を損なうので許されないという立場だった。しかし、ルーディンはこれを不当な措置でムスリムに対する差別だとして裁判所に提訴した。そのため事件は法廷で争われことになり、世人の注目を浴びるようになったのである。

このスカーフ問題は1989年以来のフランスのそのドイツ版といえなくない。しかし、フランスには第3共和制以来のライシテの原則があり、公的空間と私的空間との厳格な区分に基づき政教分離が徹底されている<sup>2)</sup>。これに対し、ドイツでは基本法7条3項で公立学校で宗教教育を正規の教科として教えることが定められていることに見られるように、政教分離が緩やかに理解されている。フランスと違い、ルーディン事件で問題になったのがあくまで教師のスカーフ着用であって、生徒のそれではなかったのはこの点に関連している。勿論、スカーフの本質をいかなるものとして捉えるのが論議されたのは当然だが、ドイツでは着用の是非そのものではなく、公務に就くならどの範囲で着用が許容されるのかという空間の区分に論議の焦点があったといえよう。

これに対し、新たなスカーフ論争では二つの問題が争点として浮上した。一つはスカーフが女性抑圧のシンボルであり、男女平等を謳う基本法の価値原理に反するのか否かと言うスカーフそのものの理解に関わる論点である。もう一つは、スカーフを否定する言論を殺害の脅迫で封じこもうとするイスラム主義が勢力を伸ばしている問題である。後者はスカーフだけではなく、ドイツで暮らすムスリム自体に関わる主要な問題なので、ここでは焦点を前者に絞って考察することにしよう。

ムスリム女性のスカーフ着用に対する論陣を展開している人々は幾人も存在しており、雑誌『エンマ』の編集長で先鋭なフェミニストとして著名なアリス・シュヴァルツァーやドイツに帰化したトルコ系女性の連邦議会議員ラレ・アクギュン（SPD）もこの立場だが<sup>3)</sup>、事件の当事者であることを踏まえ、便宜上デリゲツ本人の発言を中心にしてスカーフがどのように捉えられているかを確かめておきたい。

ドイツで多文化主義を批判する主導文化論が提起されたのは、国籍法の改正が政治的テーマに浮上したのを起点としており、シュレーダー政権が発足して間もない1999年のことである。最初にこれを持ち出したのはCSUの幹部でバイエルン州内相のG.バックシュタインである。しかしそれを論争的概念として広めたのは、当時メルケルと並ぶCDUの有力政治家でCDU・CSUの連邦議会院内総務の要職にあったF.メルツだった。彼はドイツ国籍を取得して正式にドイツ人になるためにはドイツ語の習得や基本法に定められた憲法的価値への忠誠だけではならず、ドイツの伝統、習慣、文化などを受け入れ、尊重することが必須条件になると主張した。そしてこの立場から、帰化について条件を緩和し二重国籍などを大幅に認める赤緑政権の寛大な国籍政策を痛烈に批判し、反対署名運動さえ奨励した。つまり、メルツにとっては移民一世やその子・孫たちが実質的に「100%近いドイツ人」になったときにそれを確認する証書としてドイツ国籍が付与されるべきであり、ドイツ文化を尊重する心構えができるまでは「外国人同胞ausländische Mitbürger」の地位にとどまるべきだったのである<sup>(4)</sup>。

同盟90/緑の党に所属していることから推察できるように、デリゲツはこのような同化主義的色彩の濃い立場からスカーフに反対したわけではない。同党とSPD系の知識人の多くは多文化主義を唱導し、ナショナリズムに代替するものとして憲法愛国心を唱えてきたが、デリゲツもこの線上に立ち、憲法的価値を擁護する立場からスカーフ批判の論陣に加わったのである。この点はシュヴァルツァーなども同一であり、そこで前面に押し出されたのは、改めて指摘するまでもなく男女の平等という基本価値にほかならない。フェミニストのシュヴァルツァーなどが先頭に立っていることから明らかなどおり、メルツの場合のようにドイツ文化を受け入れるか否かという保守的な立場からスカーフが問題視されたのではなく、反対に普遍的な人権の一部としての男女同権の否定と男性に対する女性の従属が問われていたのであり、等しくスカーフを問題にしてもスタンスが全く異なっている点を見逃してはならないのである。

この点を念頭に置きつつスカーフを巡る議論を整理してみると、3つの論点

が抽出できると思われる。一つは政教分離の問題であり、もう一つは男性による女性抑圧のそれである。そして三つ目の論点はイスラム主義の問題である。

第1の論点に関しては、2003年9月24日の連邦憲法裁判所のいわゆるスカーフ判決に対する批判が恰好の事例になる。この判決で連邦憲法裁判所は教師にスカーフ着用を一律に禁じることは現行法に照らし十分な法律的基础がなく、それゆえに基本法に合致しないと判示した。この判決の主眼は州の立法機関に最終的な決着を委ねるところにあり<sup>(6)</sup>、5対3のきわどい差でなされた。しかしこの連邦憲法裁判所の判決は概して不評だった。実際、判決につき憲法裁判官W.ハッセマーは、「連邦憲法裁判所は教師が職務の際にスカーフを着用するのは憲法に合致しているという見解であるかのように見えるかもしれない」と述べ、世上そのようにいわれていても本当は「そうではなく、たんにそう見えるにすぎない」と弁明しているほどである。一方、判決について『シュピーゲル』は、真実は「最高の憲法の守護者たちが決定しないことを決定しただけだ」と酷評している<sup>(6)</sup>。

スカーフ反対者でこの判決に即座に批判の矢を放ったのはシュヴァルツァーである。彼女は、「ここで問われているのは法治国家の核心、国家と宗教の分離、苦勞して勝ち取られた啓蒙の成果である」とし、「神の国を唱える者の世界的規模の攻勢がムスリムが多数者である国々を彼らの非人間的な神の法に服させようとしているだけでなく、西側の民主主義をも脅かしている時代にこの分離を弱めることは二重に理解しがたい」と痛烈な一撃を浴びせている<sup>(7)</sup>。この論理はデリゲツも共有している。彼女がスカーフを「宗教的シンボル」とするとし、「そのものとしては学校で許容されている」のが現実だとしても、少なくとも「教師に対するスカーフの明瞭な禁止」は正当であり、これを支持すると断言しているのは、ドイツの文脈での政教分離を擁護する立場の表明にはかならない。もっとも、教師のスカーフ着用が許されないなら、十字架などを教師が身につけることの是非もやはり問われなければならないであろう。その意味では、この点について彼女たちが論及していないのはいささか不可解であるように感じられる<sup>(8)</sup>。

ところで、「宗教的シンボル」というスカーフの見方にとどまるなら、ムスリム女性一般に向けてのスカーフ着用をやめよという呼びかけは出てこない。そのアピールが声高に主張されたのは、スカーフが単なる宗教的シンボルではなく、「抑圧のシンボル」でもあると見做されていたところに本当の理由があった。そしてデリゲツたちが本心から主張したかったことは、実はこの点にあったと付度される。男女の交際や余暇での外出など自由な行動が許されないケースが多いだけでなく、「女性の純潔は男性の名誉」という格言が生き延び、普段から身内の監視を受けたり、普通のドイツ市民の想像を越える強制結婚すら行われている事実から、ムスリムの女性は男性に虐げられ抑圧されている犠牲者であり、ひ弱で柔順な存在だというイメージがドイツ社会に定着している。例えば「アラーの無権利の娘たち」と題したシュピーゲルの特集は、パートナーの暴力を受けた経験のある女性は全国で25%であるのに対し、トルコ系女性では38%に上ることなど客観的事実の報道という面で確かに興味深いのが、同時にこのようなイメージの焼き直しであることも否定できない<sup>9)</sup>。実際、E.ベック＝ゲルンスハイムによれば、トルコ系移民の定住化に伴ってムスリム女性が増えつつあった1970年代にこのイメージは既にドイツ社会に普及していたのであり、ロヴォールト社の人気シリーズに収められたA.バウムガルトナー＝カラバクとG.ランデスベルガーの共著『売られた花嫁』（1978年）など多くの読者を得た著作に見出されるという<sup>10)</sup>。そしてフェミニズムの立場からシュヴァルツァーなどがデリゲツを全面的に支持する最大の根拠はこの女性抑圧という点にあり、その意味では上記の政教分離の論法は副次的な理由でしかないといつてよいであろう。

デリゲツによれば、スカーフは男性に対する女性の従属を表しており、女性を二級市民に押し下げるものである。実際、彼女は、「スカーフを被ることを女性に要求する者は自らを隠さなければならない性的客体に女性を貶価している」として、スカーフを「女性抑圧のシンボル」と断定している。この認識はシュヴァルツァーがもっとも強調する点であり、2006年7月4日付『フランクフルター・アルゲマイネ』のインタビューで彼女は、スカーフはムスリム女性

に二級市民のスティグマを貼り付ける点でナチスがユダヤ系市民に強制したダビデの星に等しいとさえ主張している<sup>113</sup>。このシュヴァルツァーの刺激的な発言について『シュピーゲル』のインタビューで感想を尋ねられたケレクは、「シュヴァルツァーは完全に正しい」と同調し、「スカーフ着用で女性は同権的な存在である代わりに性化された存在に貶められている」として次のように述べている。「女性は男性が不穏にならないために自らを隠さなければならない、女性は神のためではなく、男性が本能の僕にならないために自分を覆わなければならない。このような考えの背後にあるのは、スカーフやチャドルを着用しないあらゆる女性は公共に不穏を持ち込むという見方である。女性は騒擾の張本人にスティグマ化され、ただ一人の男性に属さなければならないとされる。こうして自己決定の権利が女性から奪われるのである。」<sup>114</sup>ここにはスカーフが女性抑圧のシンボルであるとする論理が明快に描かれている。そしてこの論理はS.アテス、W.スルタン、I.マンジなどその他のスカーフ批判者にも共通する認識でもあるといってよい。つまり、スカーフは女性の自己決定権の否認と男女平等の価値の否定を表現していると捉えられるのである。それゆえに、自己決定と男女同権が普遍的な人権の一部であり、同時に現代ドイツの基本価値の構成要素でもある以上、この立場からすれば、スカーフ着用は、女性自身が人権に目覚めていないこと、現代に遅れていること、そしてドイツ社会に疎遠であることに等しいとされ、スカーフを脱ぐべきだと唱導されるのである。

このような第2の論点に比べれば、第3のイスラム主義のそれは補足的な意味をもつにとどまり、中心的な位置を占めてはいないといってよいであろう。スカーフ着用を理由にしてルーティンの採用を拒否したバーデン＝ヴュルテンベルク州の当時の文部大臣であるA.シャヴァンは、保守的な立場からスカーフを「政治的イスラム主義、文化的離反のシンボル」と呼んでいるが<sup>115</sup>、連邦憲法裁判所の判決を批評する中で『シュピーゲル』もこれと同一線上に立ち、「公務員である教師の頭上のスカーフを容認し、その寛容を多文化主義的開放性、信仰共同体の宗教政策上の同等処遇、異質なものを統合するこの社会の能力の基準に押し上げる者は、イスラム原理主義者の攻撃的な支配要求を過小評

価している」と述べ<sup>14)</sup>、誤った寛容の危険性を説いている。

こうした認識ではフェミニストであるシュヴァルツァーも基本的に同列であり、スカーフは「法治国を廃止し、シャリーアを導入しようとするファナティカーのシンボル」、「イスラム主義の旗」、「イスラム主義十字軍兵士の掲げる旗」だと決めつけている。さらに彼女は語勢を強め、「イスラム主義者はヒトラー」に等しいとさえ断じているほどである<sup>15)</sup>。デリゲツの場合、さすがにこのような表現は見当たらない。むしろ「スカーフはあまりにも僅かしかドイツ社会が受け入れていないことへの反作用」であり、ムスリムの女性たちは「スカーフという宗教的シンボルの着用でたんにイスラムに対する信仰告白をするだけではなく、本当は歓迎してくれない社会から自ら進んで距離をとっている」と述べて動機に理解を示している。この文脈で彼女は「ドイツの統合政策の怠慢」を抉りだして痛撃しているが、同時に、動機がどうあれ、スカーフはイスラム主義の「政治的シンボル」にはほかならないと断定している。そして、スカーフが「政治的シンボルでないなら、私は警察の保護下にはいないはずだろう」と主張しつつ、各人が排撃するイスラム主義の内実が定かではないにしても、彼女もまたシュヴァルツァーなどのイスラム主義非難の合唱に加わるのである<sup>16)</sup>。

#### 4. 「スカーフの下の頭は何を考えているのか？」 - スカーフ着用に関する調査

ムスリムの女性が被るスカーフには以上で説明したように3つの論点が内包されているといえるが、それでは彼女たちが髪を覆い隠すスカーフは本当に女性抑圧などを表すシンボルなのであろうか。

この問題に関しては極めて興味深い調査報告書がデリゲツ事件が発生する直前の2006年9月に公表された。調査を行ったのはCDU系のコンラート・アデナウアー財団に所属するF.イェッセンとU.ヴィラモーヴィッツ＝メレンドルフであり、報告書には『スカーフシンボルの暴露か?』という表題がつけられている<sup>17)</sup>。この報告書には予想通り、マスメディアでもかなりの反響があった。というのは、スカーフの是非が激しく論議されてきたにもかかわらず、それを

着用している女性がなぜスカーフを被るのか、その動機や理由はほとんど不明なままだったからである。その意味で、調査結果を報じた9月14日付『ツァイト』紙の文章にF.ドリーシュナーが「スカーフの下の頭は何を考えているのか?」というタイトルをつけたのは<sup>2)</sup>、ドイツ社会からの関心の所在を的確に言い表しているといえよう。

もっとも正確に言えば、ケレクの批判者として知られるブレーメン大学のカラカソグルが博士論文のために7年前にこの問題の調査を実施している。しかしそれには2つの難点があったと指摘されている。一つは高等教育を受けた26人のスカーフ着用者のインタビューに基づいているだけで、調査範囲が狭すぎることである。今一つは、調査に当たったカラカソグル自身が最初から保守的なムスリムとの対決姿勢を公言していたことである。

これに比べれば、今回の調査は遥かに信頼度が高いといえよう。調査者の一人であるヴィラモーフ・ヴィッツ＝メレンドルフはこれまでに数々の調査を手掛けていて既に定評があり、さらに調査対象者も315人に大きく広げられているからである。またその抽出に当たっても、老若の年齢上のばらつき、ドイツに帰化した人とトルコ国籍のままの人、主婦と職業をもつ人など幅広い人選が行われた。これに加え、スカーフを着用している女性の面接に当たったのがトルコ語の話せる女性たちだったことも重要であろう。

それではイエッセンたちの調査はどのような結果を示しているのだろうか。

調査はなによりも、一般の想像に反してスカーフを被るムスリム女性が意外にもドイツ人女性と多くの共通点を持っていることを浮かび上がらせた。その意味で、彼女たちが非自立的かつ従順で前近代的な遅れた女性だという広く見られる憶測の誤りを明示するとともに、憐れみや蔑みの眼差しを向けることが偏見のなせるわざにすぎないことを暴露した。また同時に調査はスカーフを被る女性の多彩な姿を浮き彫りにし、彼女たちを一括りにすることがいかにミスリーディングであるかをも示したといえよう。

まず概括的にいうなら、彼女たちの多くはドイツで出生するか、多年にわたりドイツで生活しているにもかかわらず、ドイツ社会に対して比較的関心が希

薄である。その多くはドイツで故郷にいるようには感じておらず、心情的にはドイツよりも親の出身国ないし国籍上所属しているトルコに結ばれている。自由時間にも彼女たちが交わる周囲の世界はトルコ色が濃厚であり、友人は大抵トルコ系で、ドイツ人との接触は少ない。このことは学歴が低く、あるいはトルコ国籍の女性で強く表れ、高学歴か、ドイツに帰化した女性では比較的希薄になる。またドイツ社会から切り離されたトルコ社会に帰属する傾向はスカーフ着用のためにドイツ人から差別される経験によって強められている。

調査からはこれらの興味深い事実が浮かび上がったが、それでは最大の焦点であるスカーフ着用の動機は何であろうか。デリゲツ、ケレク、シュヴァルツァーなどがそれを「抑圧のシンボル」として攻撃するとき、暗黙の前提として着用が男性によって強制されているという認識があり、それゆえに自己決定権の剥奪による女性の非自立性と男女同権の否定が問題とされたが、果たしてムスリム女性のスカーフ着用は強制の結果なのだろうか。

調査を見る限り、こうした見方は実証されなかった。それどころか、この見方とは全く正反対の結果が得られたのが最大の注目点になっている。調査では複数回答で、なぜスカーフを被るのか、その動機が問われた。結果は、「被るのはムスリム女性の宗教的義務である」が97%でほぼ全員であり、次いで「スカーフは私に自信を与えてくれる」が87%で多数を占めた。これに対し、「公共の場にスカーフを被って出たい」は6%にすぎなかった<sup>9)</sup>。これらの数字に照らせば、スカーフ着用が強制によるという主張が維持しがたいのは明白といわねばならないであろう。さらにスカーフ着用の決定に当たって誰の影響があったかという点に関しては、強いて挙げれば母親の影響が大きいという結果になり、この点でも男性の役割はほとんど認められなかった。すなわち、着用決定に際して影響されなかった順に、兄弟96%、夫90%、姉妹86%、女友達78%、父親74%、母親60%、その他が76%だったのである。これらの数字についてイエッセンたちは、「スカーフはとりわけ男性の家族構成員の圧力に帰されるといふ広範な想定は確証されない」とコメントした上で、「これらの結果によれば、スカーフ着用の決定は他の人間による影響の比較的低い自分の決定を表し



ている。家族の構成員による強制よりは自分の宗教的信念が決定にとって規定的なのである」と指摘している<sup>(4)</sup>。しかし彼らは同時にスカーフ着用の決定が「意識的で合理的な考慮の結果」だと受け取ってはならないことにも注意を促している。回答者たちの周囲では、98%の母親がスカーフを被っているし、伯母と祖母は同率で91%、姉妹で78%がスカーフをつけていて、スカーフ着用がいわば当たり前の世界で彼女たちが育ち、生活しているからである<sup>(5)</sup>。

それはともあれ、イエッセンたちは、ムスリム女性がスカーフを着用する動機を4つに分類している。「決定的要因としての伝統」、「宗教的信念による決定」、「抗議の印しとしてのスカーフ着用」、「政治的シンボルとしてのスカーフ」の4つである<sup>(6)</sup>。第1の動機と第2のそれとの境は流動的であり、第3の動機と第4のそれとの間も曖昧だから、調査結果から4つのうちのどれが有力かを確定することは容易ではない。例えば「ムスリム女性の宗教的義務」という大多数の答えからは、単に自分が帰属している家族や社会の伝統に従っているだけなのか、自覚的な決断によるのかは明らかにならないし、また「スカーフが自信を与える」という同様に大多数の回答だけでは、宗教的信念の実践として理解しているのか、イスラムを蔑む社会に対する抗議の表現なのかは判別が難しいからである。しかし他方で、スカーフを被るムスリム女性の大多数にとってスカーフ着用が宗教的義務の実践であり、あるいは自信の源になっていることは、スカーフがいわば彼女たちのアイデンティティの構成要素になっており、その意味でイスラムが彼女たちの人格の一部になっている現実を示しているといえよう。事実、「人生の最後までスカーフを被り続けるかどうか分からない」と答えるのは僅か8%でしかなく、逆に86%にとっては、聖地巡礼が「人生の最重要の目標」として位置付けられている。そればかりか、「自分の信仰に従って生きる」ことを95%が人生の主要な目標であると答えているのである<sup>(7)</sup>。

このように見てくると、スカーフを被るムスリム女性がドイツで暮らしながらも、ドイツ社会とは異質な存在であるという印象が強くなるであろう。実際、上記の諸点でスカーフを着用しているムスリム女性が一般のドイツ女性と基本的に異なっているのは間違いない。しかしながら、そうであるだけに注目に値

するのは、その他の面では両者がかなり類似していることである。イエッセンたちは自分たちの調査結果を2005年3月に実施されたインフラテストのそれと対比しているが、多くの項目で同じような回答が得られ、「スカーフを着用しているトルコ系女性とドイツ女性の間の全体的に驚くべき共通性」が浮き彫りになったのである。例えば「よいパートナーと暮らす」はトルコ系女性で82%、ドイツ女性で78%であり、「自由な人間として感じ、できるだけ自由で自立的であること」では79%と78%、「家庭とその快適さ」で70%と68%、「子供を持つこと」で52%と58%などである。とくに最後の「子供を持つこと」では一般にトルコ系女性、なかでもスカーフを被っている女性では保守性のゆえに子供を持つことに対する願望が強いと考えられているが、それは根拠のない推測であることが明るみに出る形になった<sup>8)</sup>。

一方、家族と結婚に関する考え方もスカーフを被っている女性が決して従属的ではないことが示された。彼女たちの94%は「結婚しても女性が職業的な希望を実現することは重要である」と考えており、また「家族の中で男性と女性に原則的な相違があってはならない」という立場に81%が賛意を示しているからである。さらにその裏返しであるが、「女性は幸福であるためには子供を設けなければならない」とするのは37%にとどまり、「男性が職業生活に打ち込み、女性は家庭にいて家事を担当する」という考えも41%が支持するだけで、半数にも達しないのである。こうした調査結果に基づき、イエッセンたちは、スカーフ着用女性の間で「結婚での役割分業に関する見方について完全に現代的な考え方が支配的である」ことを確認し、彼女たちが現代に遅れた後進的な女性であるという見解が事実と反するステレオタイプにすぎないことを示唆している<sup>9)</sup>。

スカーフを着用したムスリム女性の同時代性は政治観についても見出せる。彼女たちはイスラムに帰依していても、決して宗教指導者による神政政治を望んでいるわけではない。「一国の政府は国民によって選ばれるべきである」という立場を89%が支持しているからである。これに対し、「神の恩寵による政府」を望むのは11%にすぎない<sup>10)</sup>。したがって、政治観の点では大多数は民主

主義的と評すことができよう。けれども、人間の平等原則に関しては気掛かりな点も窺える。というのは、「すべての人間は、信仰のいかんにかかわらず、神の前で平等である」という原則を承認するのは68%にとどまるからである。このことはイスラムとキリスト教との優劣と関連している。「イスラムとキリスト教は同じ価値を表す」と考えるのは52%しかいないし、「イスラムはキリスト教より優れている」という主張に87%もの多数が賛同しているのが事実だからである<sup>93</sup>。ドイツの一般市民のどれだけがキリスト教はイスラムより優れていると考えているかは不明であるが、嫌悪や差別の現実に照らせば決して少なくないと推測され、両者が対極に位置していることを示唆している。いずれにしてもこれらの数字は、イスラム・アイデンティティがドイツ社会に対する優越感として彼女たちの自信を支えていることを物語っているといえるが、彼女たちの生活でイスラムが家族以上に重要な位置を占めていることを考慮すると、重大な問題がそこに胚胎しているのは間違いないであろう。

以上でイエッセンたちが行った調査の要点を整理してみたが、「スカーフの下の頭が何を考えているか」を照射し、根拠のない憶測を排除した点で、それには画期的な意義があるといえよう。このことは『シュピーゲル』や『フランクフルター・レントシャウ』などが報じているとおりである。特に注目を集めたのは、スカーフを着用するムスリム女性とドイツ女性との間に結婚や家族に関して大きな一致点が存在することだった。またスカーフの着用自体については、それが男性の強制によるのではなく、自分の決定によることが明確になったことは、スカーフを「抑圧のシンボル」と決めつける主張に十分な根拠がないことを証明する形になったのである。

もっとも、調査結果がステレオタイプを覆す衝撃的な内容を含んでいるだけに、その信憑性に疑義を呈する声が上がったのは当然の反響だったともいえよう。調査についての評価を巡っては、『ツァイト』紙上でドリーシュナーは「未知の集団についての研究が到達できる限度であらゆる点で代表的」だと称賛しているが、『シュピーゲル』では幾分トーンダウンし、これを紹介したA.ライマンは、回答者数が少なすぎるので「研究は本当の暴露とはいえない」と

しつつ、「代表的とまではいえないものの多くを教えている」<sup>93</sup>と控えめな評価を与えている。同様に、『フランクフルター・レントシャウ』は「代表的とはいえないが最初の接近」<sup>94</sup>だとしてその意義を認めているが、これに対し、デリゲツは『パーラメント』のインタビューで「たしかにアイデンティティの証しとしてスカーフを被る開明的な女性もいる」としながらも、自分の印象では「ドイツで暮らすスリム女性の多くは意識調査に応じ、自分の状態について表明する自己意識を持っていない」から、調査は「経験的な意味で代表的とはいえない」とその意義を否定する立場を打ち出している。このようにイエッセンたちの調査は画期的であるがゆえに疑念も向けられているが、スカーフを巡る今後の議論でその結果がもはや無視できないのは確実であろう。

こうした評価の問題と並び、調査について留意が必要なのは、それがCDU系のコンラート・アデナウアー財団の研究者によって行われたことである。スカーフ着用で固執するルーディンの教師採用を拒否したのはバーデン＝ヴュルテンベルク州政府であり、直接の責任者はA.シャヴァン文相だった。CDUに所属する彼女はメルケル政権で連邦文相に横滑りしたが、スカーフに関する立場は一貫しており、それを「政治的イスラム主義、文化的隔絶のシンボル」と捉えている。この見方がシュヴァルツァーなどのフェミニズムの線上にあるのではなく、反対に先述したメルツの主導文化の流れから出てきているのは容易に推察できるが、それだけに同じCDU系でありながら、調査を行ったイエッセンたちが囚われのない冷静な目で事柄を観察していることは特筆に値しよう。なぜなら、現職の連邦文相の立場を崩す調査結果を公表したばかりか、その否定を前提とした提言をしたことになるからである。それだけではない。彼らが調査に基づいて行ったいくつかの提言はCDU周辺の人々から強い反発を招くものだった。例えば、「調査結果は、ドイツで教育された教員によるイスラム授業を学校に導入することが緊急に必要であることを示している」と述べ、イスラムをキリスト教と並ぶ宗教の正規の教科とすべきことを彼らは提唱している。さらに「遠い目標」として、ムスリムの集団礼拝で導師を務める「イマームをドイツで養成する」ことを挙げ、これによって「多くのコーラン

学校で無統制な授業が行われている現状にできるだけ早く終止符を打たねばならない」と唱えているのである<sup>64</sup>。

彼らがそうした主張をするのは、明言は避けているものの、コーラン学校がイスラム主義浸透の主要な舞台として利用されている現実があるからだと推察される。H.メースマンの伝えるところによれば<sup>65</sup>、オーストリアでは1998年以来イスラムをコントロールする狙いから既にイスラム組織は宗教団体として公認されており、イマームも国内で養成されている。ドイツではこうした主張は連邦政府統合問題特別代表を2005年まで務めたM.ベック（同盟90/緑の党）が行ったものの、これまでのところ反響は乏しい。けれども今日ではドイツ全国で推定で1250人の専門のイマームが活動しており、そのほかに1千人の名誉職的にイマームを務める人々がいる。その大半はトルコ系であり、90%は国家官吏としてトルコのほかイランやモロッコからドイツに送り込まれている。彼らは配置された地域の実情もドイツ語も知らず、もっぱら母語で説教などを行っている。このようなイマームがムスリム移民のドイツ社会からの離反を強めやすいのは当然であろう。そうしたイマームの実態を踏まえ、イエッセンたちはドイツで暮らすムスリムの人々を地域社会に統合する一環としてイマームの国内での養成などを提起したと考えられる。いずれにせよ、スカーフ問題に一端が表れたイスラムの実情は、CDU周辺にも従来の立場の大幅な見直しを迫り、このような大胆な提言を生み出すところまで来ているのである。

## 5. ムスリムとしての覚醒とスカーフ

以上でイエッセンたちが行った調査の要点を簡単に眺めてきた。この調査には疑義が向けられているのは事実だとしても、テーマの重要性に鑑みてもそれが画期的な意義を有することはやはり認めなければならないであろう。なかでも最大の注目点は、ムスリム女性のスカーフ着用が男性による強制ではなく、女性自身の自己決定の結果であることが明らかにされたことである。この結果がかなりの程度現実を表しているのは間違いなく、それに照らせばスカーフ批

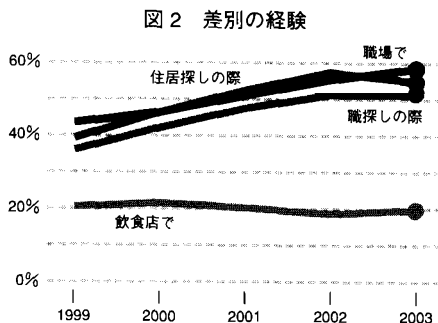
判者の主張は無根拠な想念にすぎず、的外れな批判をしていることになるからである。無論、このことを認めた場合でも、ムスリムの間で女性が虐げられ、無権利状態におかれているという一般的な見方までが反証されたことにはならない。それどころか、女性が自由を奪われ従属を強いられていることを示す事例はいくつも報じられている。したがって、調査に基づいて確言できるのは、スカーフについては「抑圧のシンボル」と見做すのは誤りだということまでなのである。

ところで、イエッセンたちの調査が信頼に足るとすれば、その結果からは考慮すべき新たな問題が浮かんでくる。火付け役を果たしたデリゲツ自身も確認しているように、近年ではスカーフを被った女性を見かける頻度が高くなっていくが、それはほかの調査でも確認されているイスラム・アイデンティティの拡大傾向を表していると考えられるからである。スカーフ着用の動機に関し、「スカーフは私に自信を与える」と87%のムスリム女性が答えたが、そのことは、ドイツ社会では得られない自尊心がスカーフ着用で取り戻せることを意味している。このことは、デリゲツの言葉を借りれば、「スカーフは、人があまりにも僅かしかドイツの社会に受け入れられていないと感じていることへの反作用である」という指摘と同義であろう。「ドイツで暮らす多くのトルコ人は彼らがどこでも望まれていないことに苦しんでいる。しかし人はアイデンティティを必要とする。それは人生の基礎なのである。こうして宗教がアイデンティティのひな型を提供する。そして人はそれを極めて無批判的に受け入れる。この宗教のシンボル、すなわちスカーフの着用で人はイスラムに帰依する可能性を入手するだけでなく、自分を歓迎しようとしないう社会から自分自身を進んで引き離す可能性をも手に入れるのである。」<sup>11)</sup>

スカーフを被る動機を分類した際、イエッセンたちはその一つとして「抗議の印しとしてのスカーフ着用」を挙げたが、ここで語られているのは、自分を拒絶するドイツ社会に対する抗議ということであろう。そしてここでの拒絶の典型になるのは、学校や職場で経験する差別であろう。就職活動の際に生じている差別についてはA.ゴルトベルクたちが綿密な調査で実証しているが<sup>12)</sup>、職

場、飲食店、住居探し、職探しの4つの場面での差別経験の有無に関してトルコ研究センターが実施した調査からは図2のような結果が得られた。一見しただけで差別経験が増大傾向にあり、類発していることが明白であろう。

このような差別などで帰属を拒むドイツ社会に対する抗議の心情がイスラムへの傾斜を強め、「ムスリムとしての覚醒」を促進する心理的メカニズムに関してはピーレフェルト・グループが詳細な研究を積み重ねている。これについてはイスラム主義との関連で論及したことがあるので再説は避け<sup>[4]</sup>、ここではムスリムの側でのイスラムの覚醒がドイツ社会の側での懸念を強めていることを指摘しておこう。ドイツ社会がイスラムにどのような姿勢をとっているかについては、2003年のヴィラモーヴィッツ＝メレンドルフなどの研究を基にして別稿で検討を行い、比較的広く寛容さが認められる反面で、イスラムをテロや暴力と短絡させる傾向などが存在することを明らかにした<sup>[4]</sup>、2004年と2006年にアレンスバッハ研究所がやはりイスラムを主題とした調査を行っている。それによれば、2004年にはイスラムという語を聞いて一般のドイツ市民が連想する上位の5種は、女性の抑圧93%、テロ83%、狂信的・ラジカル82%、危険70%、後ろ向き66%であり、全体として極めてネガティブなイメージが付きまわっていることが判明した<sup>[5]</sup>。また2006年の調査では、図3が示すように、ドイツで暮らすムスリム住民との緊張関係を予想する市民が増大傾向にあることが浮き彫りにされた。ムスリムに懸念を抱くドイツ市民が昨今では2001年の同



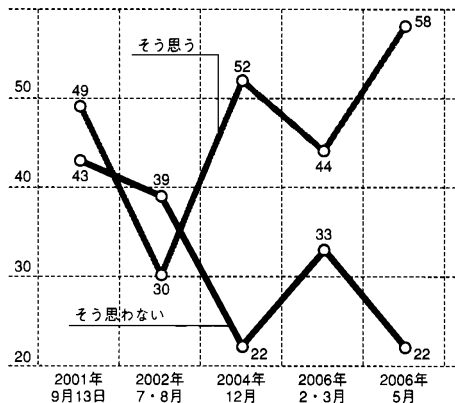
(出典) Der Spiegel, Nr. 31, 2004, S.17.

時多発テロ直後を上回っているのが特徴点であろう。ここからは、イスラムの覚醒につながるムスリムの側での抗議の心情とそれに反発し不信感を強めるドイツ社会の側との間に一種の悪循環の回路が形成されつつあることが看取できよう。

それはさておき、近年スカーフを被るムスリム女性が増えていることは、ムスリムの移民1世での現象ではなく、主としてその子や孫である2世・3世の間で起こっている出来事である点にも注目する必要がある。なぜなら、1世の場合は働いて金を貯え、あるいは故郷の家族に送金することがドイツで生活する目的だったが、彼らにとってはムスリムであることは自明であり、自分が何者かは明確だったので、信仰実践にとくに熱心になる必然性は大きくはなかったからである。その意味で、ドイツで生まれ、あるいは成長したためにムスリムであることがもはや自明ではない2世・3世の若い世代がドイツ社会に接する中でアイデンティティの模索を行うようになり、その中核をイスラムに求めたことが「イスラムの覚醒」を引き起こしているといえるのである<sup>6)</sup>。

もちろん、第2・第3世代では高等教育を受けたり、職業的展望が開けてい

図3 ドイツでのムスリム住民との緊張関係



注：「ムスリム住民との緊張関係が生じると思いますか」への回答

(出典) Elisabeth Noelle und Thomas Petersen, Eine fremde, bedrohliche Welt, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 17. 5. 2006.



る人々も出現してきている。その意味で、ここでも一括りにした議論には慎重でなければならないであろう。そうした限定をつけたうえでトルコ系移民を例にとった場合、アイデンティティの模索に当たりその支えを民族に求め、トルコ・ナショナリズムに傾倒することも起こりうる。トルコ民族主義の運動団体として知られる「灰色の狼」が若者の間に根を張っているのはこの潮流が実際に存在していることを証明している<sup>7)</sup>。しかし多くの若者が依拠したのは民族よりは宗教であり、イスラムだった。というのは、聖俗不可分を理念としているイスラムは私的領域だけではなく、公的領域も含むあらゆる生活領域について規範を与えるからである。換言すれば、成長した異文化の中でアイデンティティの揺らぎや危機に陥ったとき、包括的な生活規範を提示し、確固たる行動指針を提示できる点でイスラムは恰好の拠り所になりえたのである。こうしてイスラムは移民社会の中でアイデンティティを模索する移民2世・3世が依拠する土台を提供し、異文化の中で「蔑視される自己の尊厳を輝かしい過去を持つイスラムとの絆によって象徴的に取り戻そうとする」ところに成り立つ「象徴的アイデンティティ」として、「ムスリムとしての覚醒」が起こっているのである<sup>8)</sup>。そしてイエッセンたちの調査に即していえば、スカーフは女性が男性への従属を強いられている「抑圧のシンボル」というよりは、むしろ「抗議の印し」としての色彩を濃くしているものであり、その点でスカーフ着用 of ムスリム女性が増えていることは、ムスリム移民の間でイスラムとしての意識が強まりつつあることを裏付ける例証の一つになっているのである。

## 6. 結びに代えて

以上で見てきたように、ドイツではデリゲツ発言をきっかけにして2006年に新たなスカーフ問題が持ち上がった。それはムスリム女性のスカーフ着用に正面から反対する点で、それまでのスカーフ問題に比べてより根本的な問題提起だった。また民間人ではなく現職の連邦議会議員のアピールであるばかりか、殺害予告と主要な政治家の非難声明まで加わって最初から政治的な論争として

スタートしたのである。2003年に『シュピーゲル』はスカーフ問題を目して、「異質な人々と彼らの文化的特性に寛容に対処するドイツ社会の能力についての苦しいテスト」<sup>(1)</sup>と呼んだが、その時には実はまだ苦しさは比較的軽かったといえるのである。

ルーディンの提訴で注目を浴びたそれまでのスカーフ問題は政教分離の原則をテーマにし、教室での教師のスカーフ着用は是非が争われた。しかし、この問題は連邦憲法裁判所の判決で州の立法にその可否が委ねられたために実際には決着せず、くすぶり続けたままである。事実、2006年半ばの時点でドイツの16の州のうち8州（バイエルン、バーデン＝ヴュルテンベルク、ヘッセン、ザールラント、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ニーダーザクセン、ブレーメン、ベルリン）で教師のスカーフ着用が禁じられていて、対応が許容と禁止に真っ二つに分裂しているのが実情だからである<sup>(2)</sup>。それに加え、大統領J.ラウが2004年年頭にすべての宗教の同権を求め、修道服や十字架とスカーフの異なる扱いに疑義を呈して反発を買ったことに見られるように<sup>(3)</sup>、スカーフの差別的扱いには問題が指摘されており、裁判で維持できるかどうかとも予断を許さないといわねばならない。他の州に先駆け、バイエルン州憲法裁判所で2004年11月に制定された同州のスカーフ禁止法に関する審理が2006年11月27日に開始されたが、その行方が注目されるはこのような背景があるからである<sup>(4)</sup>。

こうして従来のスカーフ問題が尾を引く中で、新たにスカーフ問題が持ち上がる形になった。またそれとほぼ同時期にイエッセンたちの調査が公表されただけでなく、イスラム・アイデンティティの高まりを実証するいくつかの調査結果が発表され、他方では、アレンスバッハ研究所によって一般のドイツ市民の間でイスラムないしムスリムに対する懸念が拡大しつつある実情が明らかにされた。さらにドイツの周囲に目を向けると、隣国フランスで疑問の声や反対論が絶えないにもかかわらず、2004年9月にいわゆるスカーフ禁止法が施行され、ムスリムのスカーフだけでなく、ユダヤ教徒の縁なし帽子やキリスト教徒の過度に大きい十字架など宗教を誇示するシンボルの服装を公立学校で着用することが禁じられた。これに続きオランダやベルギーでもムスリムの女性が頭

から足まで全身を覆うブルカの公共の場での着用を禁止する動きが強まっており、とりわけ移民に対する寛容を国是としてきたオランダでは2004年のイスラム過激派によるゴッホ監督暗殺事件以来ムスリムに対する感情が急速に悪化し、2006年秋には総選挙を前にしてバルケネンデ保守中道政権が法案を用意するところまできている。さらにイギリスでは10月にJ.ストロー前外相（労働党）がやはりブルカを「隔たりの表明」だから外すことを主張して論議を巻き起こし、イタリアでもR.プロディ首相がスカーフは許容できても顔を隠すブルカには反対だと表明して議論に火をつけた<sup>65</sup>。こうしてフランスを起点にしてスカーフないしブルカの禁止が連鎖反応を起こす兆しが現れている状況で、新たなスカーフ問題がドイツで脚光を浴びる形になったのである。

ところで、上記のいくつかの調査結果を念頭に置いて新たなスカーフ問題を眺めると、ムスリムの側のドイツ社会に対する抗議とドイツ社会の側からの不信と嫌悪が相乗作用しつつ負のスパイラルを描き始めたという印象を否むことができない。これをスカーフに即していえば、ドイツ文化の尊重を要求する保守的な主導文化論の人々だけではなく、ムスリムの間で横行する女性抑圧に反対するフェミニストがスカーフをそのシンボルと見做して外すことを要求し、他方、ムスリムの側ではスカーフ着用が強制ではなく、女性の自己決定の結果だとして対抗する不信と反発の構図ができつつあるといえよう。従来のスカーフ問題では教室以外の空間でのスカーフ着用は否定されておらず、いわば空間の区分に焦点があったといえるが、今回の問題では空間の線引きではなく、着用すること自体の是非に焦点が移り、妥協点を見出して歩み寄ることが著しく困難になっているところに特徴がある。ムスリムの人々とりわけ若い世代の間で「イスラムの覚醒」が進み、ドイツ社会との溝が深まりつつあることが調査によって証明されていることを考えれば、この時期に改めてスカーフ問題が再燃したのが決して偶然ではないことは明白であろう。

巨視的に眺めれば、今日のドイツは三重の亀裂に呻吟しているといつてよい。一つは「プレカリアート」と命名された社会的下層の堆積に見られる格差と貧困の問題である。二つ目は、依然として埋まらない西ドイツと東ドイツの物質

面と心理面の溝である。そして三つ目が、本稿で一端を取り上げた移民問題であり、移民とドイツ社会との分裂である。社会的下層の問題は、エーベルト財団が『改革過程の中の社会』と題する調査報告書を2006年7月に公表し、8%の市民が下層に属しているだけでなく、63%が社会の変化に不安を感じ、44%が国家から見捨てられていると感じているという震撼すべき事実を明るみに出してから一段と激しく議論されるようになったが<sup>16)</sup>、東ドイツの市民や移民の世帯が社会的下層の中に多く包含されていることを考慮すれば、A.ヴェントが論じるように、ドイツは三重ではなく「二重の統合問題」に直面しているという見方も成り立ちえよう<sup>17)</sup>。ともあれ、移民に関わる第3の亀裂の問題では、「統合の破綻」を巡る論議を背景にして、とりわけムスリムの人々の社会的統合がかねてから重視され、最大の課題として位置付けられてきている。けれども、実際には近年ではむしろ亀裂の拡大を意味するような事件や出来事が相次いで生起し、緊張を高めている。そうした実情を前にして、既述のように政府は統合サミットやイスラム会議を開催し、移民を政治の客体から主体に切り替え、政策立案への参加の回路を開きつつ、亀裂の修復に向けてようやく本腰を入れて動きだしたのが現在の段階だといえよう。しかしスカーフ問題の経緯に照らしただけでも、進行しつつある負のスパイラルを逆転させるのが容易ではないのは多言を要しないであろう。その意味で、この問題が今後どのように展開していくかは、移民国ドイツの行方を占ううえで大いに関心をそそるのである。

注

1.

(1) Der Spiegel, Nr.31, 2004, S.17.

(2) Stiftung Zentrum für Türkeistudien, Religiöse Praxis und organisatorische Vertretung türkischstämmiger Muslime in Deutschland, Essen 2005, S.20.

(3) Dies., Türkeistämmige Migranten in Nordrhein-Westfalen, Essen 2006, S.7ff.

(4) Dies., Entwicklung zur Parallelgesellschaft? Essen 2005, S.21. この総括的評価の妥当性は疑わしい。例えばM.ミュールは、トルコ系やモロッコ系のサッカーをする若

者でドイツのスポーツ協会に所属しているのは7%だけで、残りは同じエスニック団体に属している事実などを指摘し、「大抵のトルコ人は意識的に自閉している」というトルコ人の若者の言葉を伝えているからである。Melanie Mühl, "Du bist zu deutsch", in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 8. 11. 2005.

- (5) Jürgen Leibold, Steffen Kühnel und Wilhelm Heitmeyer, Abschottung von Muslimen durch generalisierende Islamkritik? in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B1-2/ 2006.
- (6) Josef Joffe, Die Offensive des Islamo-Faschismus, in: Die Zeit vom 18.3.2004.; Jan-Werner Müller, Mobilisierende Gewalt in der Verständnisfall, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 21. 9. 2005.
- (7) Ernst Nolte, Der heutige Islam - im Angriff oder in der Verteidigung, ein Vortrag vom 6. 11. 2004. なお、ドイツのメディアでイスラムのイメージが悪化しつつあることに関しては、Dirks Halm, Zur Wahrnehmung des Islams und zur sozio-kulturellen Teilhabe der Muslime in Deutschland, Essen 2006, S. 19ff参照。

2.

- (1) Stiftung Zentrum für Türkeistudien, Pressemitteilungen vom 20. 7. 2006.
- (2) Cornelia Pust, Muslimisches Leben in Deutschland, in: Blickpunkt Integration, Ausgabe 5, 2006, S. 2. Wolfgang Günter Lerch, Es begann mit Maulana Sadruddin, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 18. 6. 1993.
- (3) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Migration, Asyl und Integration in Zahlen, 14. Aufl., Nürnberg 2006, S.80f.
- (4) デリゲツの略歴については、Kürschners Volkshandbuch: Deutscher Bundestag, 16.Wahlperiode, Rheinbreitbach 2006, S.90.
- (5) Ekin Deligöz, Es ist ein Symbol der Unterdrückung, in: Das Parlament vom 13. 11. 2006.
- (6) Der Tagesspiegel vom 28. 10. 2006.; Die Welt vom 31. 10. 2006. 前者の見出しは「脅迫された議員に対する広範な支援」であり、後者のそれは「脅迫された緑の政治家に対する連帯の波」と付けられている。
- (7) Tagesschau vom 1. 11. 2006.
- (8) これらの出来事に対するドイツでの反響については、さしあたり、拙稿「ドイツにおける移民政策の新局面」本誌本号参照。
- (9) Die Zeit vom 17. 4. 2006.; Der Spiegel vom 4. 11. 2006.
- (10) Mark Terkessidis und Yasemin Karakasoglu, Gerechtigkeit für die Muslime!, in: Die Zeit vom 1. 2. 2006. このなかではセイラン・アテスヤソマリア出身でオランダ

に帰化した著名な政治家アヤーン・ヒルシ・アリも組上に載せられており、彼女たちの著作は「家父長的で反動的な宗教と見做されたイスラムに対する激しい告発と体験報告との混合」にすぎず、とくにケレクの『他所者の花嫁』は「自分の体験と個別ケースが社会問題にまで膨らませられた俗受けを狙ったパンフレット」だと酷評されている。因みに、ケレクはフランス語などにも翻訳されたこの書や『失われた息子たち』の著者として高名であるだけでなく、論壇でも健筆をふるい、メディアにも頻繁に登場する作家である。『政治と現代史から』に掲載された論文は、彼女のムスリム女性像を要約したものと見做しうる。 Necla Kelek, Die muslimische Frau in der Moderne, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B1-2/ 2006, S.25ff.

- (11) モスク建設を巡る紛争の事例として、Jochen Bittner, Wer hat Angst vorm Muselman?, in: Die Zeit vom 9. 6. 2004.; Caroline Schmidt, Wie eine Moschee den Volkszorn entfacht, in: Der Spiegel vom 13. 4. 2006、またイスラムの授業につき、Der Islam im Unterricht, in: Ausländer in Deutschland, H.1, 2003参照。
- (12) 前掲拙稿「ドイツにおける移民政策の新局面」参照。

### 3.

- (1) この事件の経緯と背景に関しては、差し当たり『シュピーゲル』の特集が役立つ。Der Spiegel, Nr.40. 2003, S.82ff. また、Y. カラカソグルの小著も鳥瞰するのに有益である。Yasemin Karakasoglu, Die "Kopftuch-Frage" an deutschen Schulen und Hochschulen, Münster 2002. なお、問題となっているのはあくまでスカーフであり、ムスリムの女性が着用するチャドル、ブルカ、ニカブ、ヘジャブなどの是非、あるいはそれらの着用が宗教的義務か否かでの宗派間の見解の相違にはここでは立ち入らない。
- (2) 林瑞枝「イスラム・スカーフ事件と非宗教性」三浦信孝編『普遍性が差異か』所収、藤原書店、2001年、丸岡高弘「スカーフ事件とフランス的政教分離」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』10号、2004年参照。
- (3) 一例として、Lale Akgün über das Kopftuch, Multikulti, den Zentralrat und die wahre Integration, in: Emma, Sept./Okt. 2003参照。
- (4) Harald Lofink, Leitkultur versus Multikultur, in: Gesellschaft·Wirtschaft·Politik, H.1, 2005, S.81. 主導文化の文脈でベックシュタインやCSU党首のE.シュトイバーなどは国民ないし民族を「運命共同体」とも表現しているが、これに対しシュレーダー首相は「我々の社会の中の文化の多様性」を強調し、「運命共同体」という見方を批判している。Ibid., S.82f,86.
- (5) 判決の要点と様々な立場からの反応の鳥瞰として、Bundesamt für die Anerkennung ausländischer Flüchtlinge, Kopftuchdebatte, Nürnberg 2004が役立ち、Zeitschrift

für Ausländerrecht und Ausländerpolitik, H.1, 2004も判決批評をテーマにしている。またわが国での判決の法学的検討として、渡辺康行「文化的多様性の時代における公教育の中立性の意味」樋口陽一ほか編『国家と自由』所収、日本評論社、2004年、同「ドイツ憲法判例研究（127）」『自治研究』80巻10号、2004年がある。

- (6) Der Spiegel, Nr.40, 2003, S.82.
- (7) Alice Schwarzer über das Kopftuch-Urteil in Karlsruhe (<http://www.emma.de>)
- (8) この問題は2004年1月22日のレッシング生誕275周年記念祭の演説で大統領J.ラウが提起した。連邦憲法裁判所の判決を受けてスカーフ禁止を最初に立法化したのは震源地のバーデン＝ヴュルテンベルク州だが、そこでは禁止対象からキリスト教やユダヤ教のシンボルは除外された。同州のシャヴァン文相は「スカーフは宗教的シンボルというよりはイスラムにおける政治的抑圧の印である」と本音を漏らしているが、これに対し、連邦外国人問題特別代表のM.ベック（同盟90/緑の党）は「イスラムの宗教的シンボルを学校から排除し、キリスト教やユダヤ教のそれを許容するのは憲法裁判所が定めた同等処遇の原則を無視している」と抗議している。Landeszentrale für politische Bildung Baden-Württemberg, Der Kopftuch-Streit (<http://www.lpb.bwue.de/aktuell>) 一方、シリー連邦内相は全国での統一的規制を主張し、さもないとカオスが生じると警告した。というのは、2003年9月の判決の時点の各州の対応はバラバラだったからである。各州の具体的な動きに関しては、Der Spiegel, Nr.40, 2003, S.83に掲載された一覧表が参考になる。
- (9) Der Spiegel, Nr.47, 2004, S.60ff.
- (10) Elisabeth Beck-Gernsheim, Türkische Bräute und die Migrationsdebatte in Deutschland, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, 1-2/2006, S.34.; dies., Die deutschen Medien und die Unterdrückung der türkischen Frau, in: Petra Bendel und Mathias Hildebrandt, hrsg., Integration von Muslimen, München 2006, S. 139f.
- (11) Alice Schwarzer, Die Islamisten meinen es so ernst wie Hitler, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 4. 7. 2006.
- (12) Necla Kelek, Frauen werden zu Unruhestifterinnen stigmatisiert, in: Der Spiegel vom 5. 7. 2006.
- (13) Annette Schavan, Das Kopftuch ist ein politisches Symbol, in: Zeitschrift für Ausländerrecht und Ausländerpolitik, H.1, 2004, S.5.
- (14) Der Spiegel, Nr.40, 2003, S.84.
- (15) Schwarzer, op.cit.
- (16) Deligöz, op.cit.

4.

- (1) Frank Jessen und Ulrich von Wilamowitz-Moellendorff, Das Kopftuch - Entschleierung eines Symbols?, Sankt Augustin 2006.
- (2) Frank Drieschner, Was denkt der Kopf unter dem Tuch?, in: Die Zeit vom 14. 9. 2006.
- (3) Jessen u.a., op.cit., S.24.
- (4) Ibid., S.24f.
- (5) Ibid., S.25f.
- (6) Ibid., S.10ff.
- (7) Ibid., S.30.
- (8) Ibid., S.31.
- (9) Ibid., S.32, 34.
- (10) Ibid., S.39.
- (11) Ibid., S.35.なお、神の前での平等と宗教の優劣に関しては、ドイツ市民とトルコ系住民のそれぞれの調査結果が拙稿で紹介してある。拙稿「現代ドイツのイスラム組織とイスラム主義問題」『社会科学論集』44号、2006年、16頁。
- (12) Anna Reimann, Fremd unterm Schleier, in: Der Spiegel vom 14. 9. 2006.
- (13) Frankfurter Rundschau vom 15. 9. 2006.
- (14) Jessen u.a., op.cit., S.45f.
- (15) Hartmut Meesmann, Die Ausbildung der Imame, in: Frankfurter Rundschau vom 30. 11. 2004.

5.

- (1) Deligöz, op.cit.
- (2) Andreas Goldberg, Dora Mourinho und Ursula Kulke, Arbeitsmarkt-Diskriminierung gegenüber ausländischen Arbeitnehmern in Deutschland, Genf 2002.
- (3) 前掲拙稿「現代ドイツのイスラム組織とイスラム主義問題」60ページ以下。なお、差別がイスラムへの傾斜を強めているいくつかの実例が、Referat für Multikulturelles im Amt für Soziales und Wohnen der Bundesstadt Bonn, hrsg., Migrationsarbeit und Islam als Sozialisationsfaktor, Bonn 2000, S.104ffに収録されていて参考になる。
- (4) 同前15頁以下。
- (5) Elisabeth Noelle, Der Kampf der Kulturen, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 15. 9. 2005.



- (6) この問題に関しては、内藤正典『ヨーロッパとイスラーム』岩波新書、2004年、193頁以下でも言及されている。
- (7) 拙著『統一ドイツの外国人問題』木鐸社、2002年、254頁。
- (8) 林瑞枝「移民第2世代とイスラーム」梶田孝道編『ヨーロッパとイスラーム』所収、有信堂、1993年、145頁。

6.

- (1) Der Spiegel, Nr.40, 2003, S.82.
- (2) Jessen u.a., op.cit., S.43.
- (3) Bundesamt für die Anerkennung der Flüchtlinge, op.cit., S.7f.
- (4) Frankfurter Rundschau vom 28. 11. 2006.
- (5) Tagesschau vom 14. 5. 2006.; Der Spiegel vom 17.11.2006.; Migration und Bevölkerung, Ausgabe 9, 2006, S.3f. なお、ドイツ以外の主要国でのスカーフの扱いについては、Tagesschau vom 18. 5. 2006での整理が参考になる。
- (6) Rita Müller-Hilmer, Gesellschaft im Reformprozess, Juli 2006. 貧困層の増加傾向は2006年9月に公開された『データ・レポート2006』からも確認できる。Statistisches Bundesamt, Datenreport 2006, Bonn 2006, S.611f.
- (7) Alexander Wendt, Das doppelte Integrationsproblem der Deutschen, in: Die Welt vom 24. 11. 2006.

(付記)

本稿は平成18年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「統一ドイツにおける統治システムの変容－福祉国家改造と移民国への転換に即して」による研究成果の一部である。